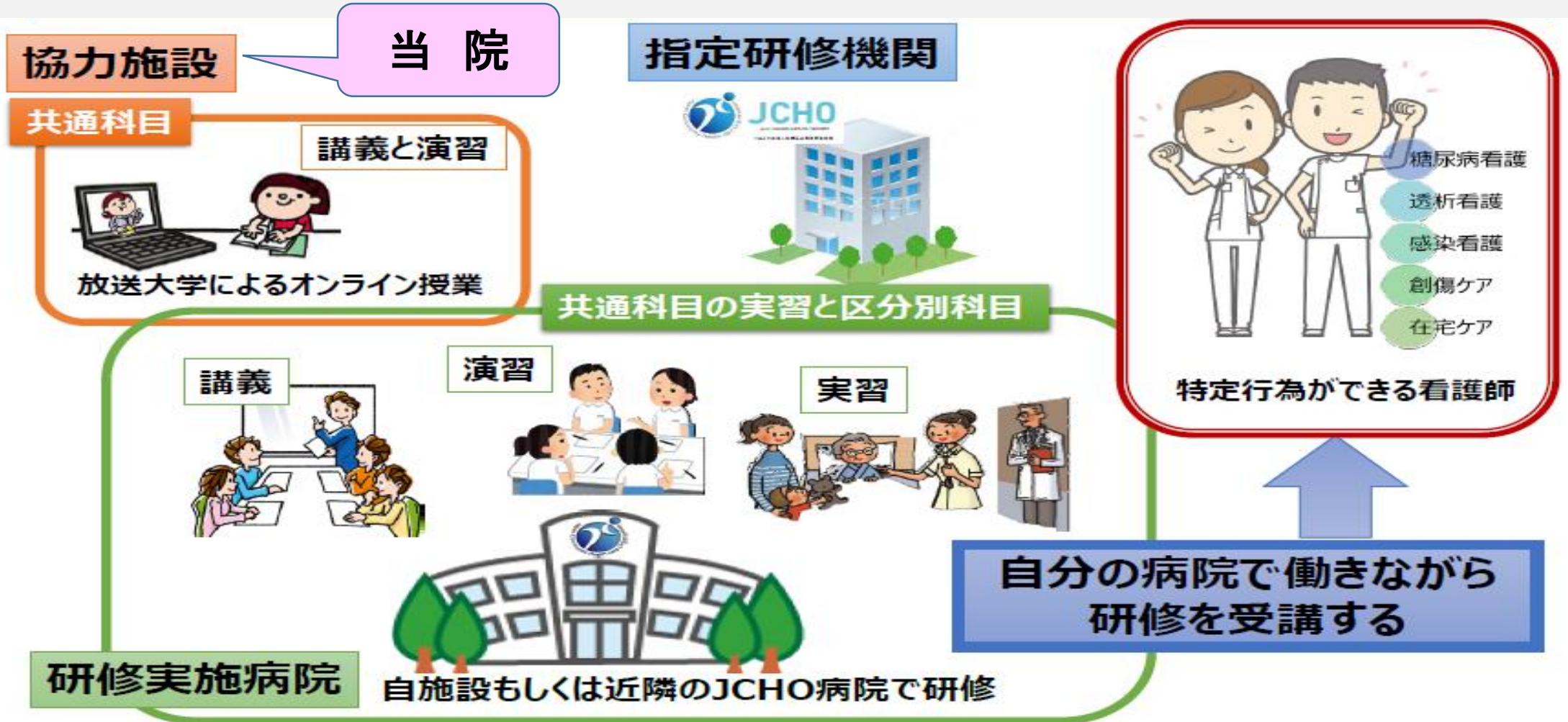


特定行為研修について

JCHOでは地域医療の場で看護師が「治療」と「生活」の両面から患者様の状態に応じて、より迅速かつ適切な対応ができることを重点的に強化するために平成29年度から看護師の特定行為にかかる研修を自施設内で行っています。当院は協力施設として研修を開始しています。



当院における特定行為研修について

平成29年度から施行している当院の特定行為研修修了生は6名となりました。その後修了生は分野を広げ、学びを継続しながら院内で実践能力の強化に努めています。

在宅看護分野を中心に受講生が年々引き継がれ、看護師のキャリアパスの一部となっています。住み慣れた地域で患者さんを支えるために地域での活躍に備えています。皆さんもチャレンジしてみませんか？

JCHOにおける特定行為研修を修了した看護師
13行為10区分の特定行為について
医師の手順書に基づいて実施することができる。

JCHOが設定した領域

糖尿病看護

透析看護

感染看護

創傷ケア

在宅ケア

JCHOが申請した特定行為区分

- ・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連
- ・ろう孔管理関連
- ・創傷管理関連
- ・創部ドレーン管理関連
- ・透析管理関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連
- ・感染に係る薬剤投与関連
- ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連
- ・皮膚損傷に係る薬剤投与関連



特定行為研修修了者の徽章